

# 第6章 海底石油資源開発の際の 油流出事故により生じる 損害についての国際賠償責任

小樽商科大学商学部企業法学科助教授 佐古田彰

## 第一節 はじめに

### 一. 国際法上の責任と国内法上の責任

サハリン沖合の海底にある石油資源を開発するにあたっては、事故により油が周辺海域に流出する可能性が常につきまとう。特に、我が国は、油流出事故により日本海沿岸特に北海道の沿岸が危険に晒されることから、無関心ではいられない。実際のところ、道内でこの問題への対処に関する各種会合が開かれ、また、日本、ロシア及び米国の関係国の当局（我が国では海上保安庁）の間で事故発生時の対策が協議され実施訓練も行われている。しかし、原油生産が開始された直後の1999年9月にサハリン2で油漏れ事故が発生し、道には被害が及ばなかったが道内の関係者に大きな不安を抱かせた<sup>1</sup>。

事故の発生を防止するための事前の行政的規制や、あるいは事故が発生した場合に損害の発生を最小限に止めるための技術的な油防除措置については、関係国行政当局の判断と責任に委ねられることは、言うまでもない。しかし、不幸にして事故が発生し我が国沿岸に油汚染損害（oil pollution damage）が発生した場合には、法的なレベルで賠償責任の問題が生じることになる。細かい法律的な話はともかく、常識的に考えるなら、加害者が被害者に対し損害を賠償しなければならないことになる。しかし、法的には、また現実的にも、被害者が賠償金を得るためにはいくつもの難しい問題を克服しなければならない。

本稿は、これを国際法の観点から取り上げるものであるが、論に入る前に、国際法上の責任と国内法上の責任との区別について説明しておきたい。

責任の問題とは、つまるところ、責任を追及する側とされる側の間の法的紛争である。本研究会の報告書第1号で説明したように、法的紛争は、国際法上の紛争と国内法上の

---

<sup>1</sup> 『北海道新聞』1999年9月28日付夕刊及びそれ以降の記事参照。

紛争に分けられる<sup>2</sup>。つまり、誰が誰に対しいかなる法秩序（国際法か国内法か）に基づき賠償責任を追及するのかということである。具体的に言い換えるなら、日本政府がロシア政府に対し責任を求めるのであればそれは国際法に基づく国際法上の責任の追及であり（国家責任方式）、日本国民が例えば石油開発企業に対し責任を求めるのであれば、それはロシア法または日本法に基づく国内法上の責任の追及を意味する（民事責任方式）。したがって、事故が発生し損害が生じた場合、誰が誰に対しいかなる法秩序に基づき責任を求めるのか、つまり国家責任方式をとるのか民事責任方式をとるのかは、適用される法規が異なりとるべき法戦略が異なるため、第一に考慮しなければならない要因である。これは、投資紛争の場合<sup>3</sup>と全く異ならない。

## 二. 本稿の目的と対象

本稿は、サハリン沖合の海底の石油資源を探索・開発する際の事故により生じる油汚染（oil pollution；油濁ともいう）によって日本の沿岸に損害が発生した場合の賠償責任に関する国際法上の仕組みとその問題点を明らかにするものである。具体的には、日本政府がロシア政府に対し国際法上の責任を追及する場合の国際法上の権利義務関係が中心的な課題である（国家責任方式）が、更に、日本人被害者が資源開発を行う企業に対し責任を追及するための国際法上の制度をどう形成していくか（条約による民事責任方式の制度化）という点まで踏み込んで、論じようと思う。これに関して、以下の諸点に留意してもらいたい。

第一に、本稿は国際法上の問題を対象とし、国内法上の責任の問題それ自体は扱わない。被害者個人が加害企業に対し国内法（ロシア法または日本法）上の責任を追及するという方法は、保険以外で現時点で利用可能なほぼ唯一の方法であるが、その具体的な要件・手続きは筆者の専門外であるため、直接扱っていない。ただし、上述のように、このような場合についても、国際法上の制度としてどう形成するべきかという問題は本稿でも詳しく論じる予定である。

第二に、本稿は、海底鉱物資源の開発の際の事故の場合を扱い、タンカー事故の場合の油汚染損害の問題を扱わない。採掘された石油資源の多くはタンカーで輸送されることになるが、そのタンカーの事故も我が国沿岸に多大な被害を与えることがあり<sup>4</sup>、これも我々にとって重大な関心事であるが、適用される国際法規則・制度が異なるため、本稿では取り扱わない。

第三に、本稿は、我が国沿岸に損害が生じた場合を対象とするのであって、それ以外の損害については対象としない。例えば、資源開発の事故の際にその場に居合わせた日本人関係者あるいは偶然近くを通りかかっただけの観光客が被った損害、油汚染のため

<sup>2</sup> 佐古田彰「国際紛争及び投資紛争の国際法的解決方法」北東アジア－サハリン研究会『サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化 第1号』（1998年）（以下、佐古田「98年報告書」とする）81-83頁。

<sup>3</sup> 佐古田「98年報告書」81頁。

<sup>4</sup> 1997年1月に発生したロシア船籍ナホトカ号の事件は、記憶に新しい。

にサハリン近海で漁獲ができなくなったために生じた日本漁民の損害、事故の結果必要な石油が入手できなかったために取引関係者が被った損害といった場合は、扱っていない。これらは、適用される国際法・国内法規則・制度が異なるためである。本稿は、あくまでも、我が国の沿岸に直接の被害が及んだ場合を対象とする。

第四に、本稿が扱う事態の発生が科学的にどの程度の可能性を持つのかは、本稿は関知しない。サハリン沖での事故により流出した油が実際に北海道沿岸にまで流れ着くかどうか、また流れ着くとしてどの程度の分量になるのかは、海流や風の動きなど科学的な事項に属する。事故が起こっても北海道にまで油は届かないという見方もあり<sup>5</sup>、本稿はそれを否定も肯定もできない。あくまでも仮定の話として北海道に被害が及んだ場合に、その損害賠償の問題について論じるものである。

## 第二節 領海と大陸棚の法的地位

賠償責任の問題に入る前に、サハリン沖合の海底鉱物資源の開発が行われる場所が、国際法上どのような地位を持っているのかという点を明らかにしておきたい。これは、後に見るように、沿岸国の国際法上の責任の問題を理解するための前提であるためである。実際にサハリンの資源開発が行われる場所は、国際法上は、ロシア連邦の領海内と大陸棚上の2つに分けられる<sup>6</sup>。

### 一. 領海

領海 (territorial sea) は、沿岸国の主権 (sovereignty) が及ぶ海域をいう (1982年国連海洋法条約 2 条参照) <sup>7</sup>。20 世紀初頭までは領海に対する沿岸国の権限の法的性格について争いがあったが、今日では主権、つまり領土に対する権限と同一であると理解されている。

したがって、領土上で何らかの事業活動を行うにあたっては、外国人・外国法人はもとより国民・内国法人もその国の国内法による規制を受ける<sup>8</sup>ということと全く同じ意味

<sup>5</sup> サハリン 1 での事業を行うにあたり、エクソン社 (当時) は、少量の石油を流し季節ごとのシミュレーションを行った結果についての調査報告書を提出している。筆者 (佐古田) は、1998 年 9 月 8 日にサハリン州国家環境保護委員会 Onischenko 委員長に対し同委員長執務室でヒアリングを行った際、その報告書を見る機会があった。この報告書によれば、流出した石油はすべてカムチャツカ半島に向かい北海道には届かないという。

<sup>6</sup> サハリンにおいて石油・ガス資源開発が行われている場所は、サハリン北部地域の沖合である。サハリン北部地域は、南部地域と異なり、1875 年樺太・千島交換条約以来、継続してロシア (ソ連時代を含む) の領土である。

<sup>7</sup> 本年度報告書も、紙数の関係から条約文の再録は最小限にとどめた。条約文の入手方法については、佐古田彰「外国投資の保護に関する国際法上の権利義務」北東アジア-サハリン研究会『サハリン石油・ガス開発プロジェクトと北海道経済の活性化 第 2 号』(1999 年) (以下、佐古田「99 年報告書」とする) 113 頁注 6 参照。

<sup>8</sup> 佐古田「99 年報告書」111 頁参照。

で、領海での活動も、海域での活動つまり主として船舶による活動という特性はあるにせよ、内外人を問わず、原則として沿岸国の国内法による規制を受ける。

なお、領海の幅については、古くから3カイリ（1カイリ=約1.85km）とする国が多かったが、1982年の国連海洋法条約では12カイリまで拡張された（3条）。サハリン沖合について述べるなら、12カイリ（約22.2km）内が領海、12カイリ外が次に述べる大陸棚、という区分になる。

## 二. 大陸棚

大陸棚（continental shelf）は、元々は地質学上の概念であったが、今日では、国際法上の意味と制度に伴う独自の法的概念として位置づけられている。そのため、領海の場合と異なり、ここでは比較的その意味と制度を詳しく確認しておきたい。

本来、領海の外の海域は、公海（high sea）としていずれの国のいずれの国民も自由に利用する海域であった。つまり、その海域での活動は、沿岸国の国内法ではなくその船舶の旗国の管轄にのみ服する（旗国主義）というものであった（公海自由の原則）。この公海自由の原則が大陸棚資源の開発には適用されないという考えを表明したのが、1945年の「トルーマン宣言」である。その後、このトルーマン宣言の内容が基本的に国際法上の制度として確立することになった。

つまるところ、大陸棚とは、そこでの資源開発活動に対し、元々公海として沿岸国の権限が及ばなかったものが、沿岸国の権限に服するようになったという海域として理解することができる。

### 1. 大陸棚制度の沿革

#### （1）1945年トルーマン宣言

第二次大戦終了直後の1945年9月、米国のトルーマン大統領は、「大陸棚の下層土及び海底の天然資源に関する合衆国の政策の宣言」と題する宣言（いわゆる「トルーマン宣言」）を発した<sup>9</sup>。この宣言は、石油その他の鉱物資源が世界的に必要となっていること、これらの資源は大陸棚に埋蔵されており近い将来利用可能であること、大陸棚の下層土と海底の天然資源に対する沿岸国の管轄権の行使が合理的であり公正であること、大陸棚は沿岸国の土地が拡張したものであって、当然にその付属物であることなどを指摘したのち、次のように述べた。

<sup>9</sup> トルーマン宣言について、武山真行「トルーマン宣言」『国際関係法辞典』（三省堂、1995年）594-595頁。この宣言文は、*American Journal of International Law*, vol. 40, Supplement (1946), p. 45に再録されている。また、この宣言の全訳は、小田滋『海の国際法 下巻（増訂版）』（有斐閣、1969年）180-181頁。

「合衆国政府は、公海の下にあるが合衆国沿岸に隣接する大陸棚の天然資源は合衆国に属しその管轄権及び管理に服するものとみなす。」

この宣言は、公海の下にある場合であっても大陸棚の資源は沿岸国の管轄権・管理に服すると述べていることから分かるように、上述の公海自由の原則は大陸棚資源に関しては適用されないという考えを表明したものである。つまり、大陸棚資源の開発は、沿岸国の法令に従って行われなければならないということを明確に示したのである。

この米国の宣言に対し、いくつかの国はこの宣言が出された直後から同様の宣言を行いあるいは国内法を制定して、このトルーマン宣言の考えを採り入れた<sup>10</sup>。しかしこのような主張は、法理論から言えば公海自由の原則に挑戦するものであり、これを違法とする立場も少なくなかった。

## (2) 1958年大陸棚条約

1949年に設置された国連の国際法委員会(International Law Commission; ILC)は、海に関する国際法(海洋法)の規則を条約化することを任務の一つとしていた。ILCは、公海と領海に関する伝統的な国際法規則の他に、上述のような諸国の動きを受けて、大陸棚に関する国際法規則もその作業に加え、1950年から海洋法に関する国際法規則の法典化作業を行った。ILCは、基本的に公海自由の原則を修正する方向で作業を進め、1956年に海洋法条約草案が完成した。

1958年に、スイスのジュネーブでこの海洋法条約の採択のための会議(第一次国連海洋法会議)が開かれた。この会議では、ILC条約案を4つに分割し、それぞれ、公海条約、領海及び接続水域条約、大陸棚条約、及び公海生物資源保存条約として成立させた。

この大陸棚条約は、「沿岸国は、大陸棚を探索しおよびその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利(sovereign rights)を有する。」(2条1項)と定め、公海自由の原則が適用されない、特別の国際法上の制度としての大陸棚制度を認めた。基本的に、トルーマン宣言の内容が受け入れられたのである。

## (3) 1969年「北海大陸棚事件」国際司法裁判所判決<sup>11</sup>

大陸棚制度の内容や法的性質の確立に大きな影響を与えたのが、1969年の「北海大陸棚事件」に関する国際司法裁判所(ICJ)の判決である。

この事件は、デンマーク・オランダと西ドイツ(当時)の間で争われた、この3カ国が関係する北海海域の大陸棚の境界画定に関する事件である。1966年にデンマークとオランダが大陸棚の境界線を定める条約を締結したところ、西ドイツがその境界線は西ド

<sup>10</sup> 小田『同上書』180-184頁参照。

<sup>11</sup> ICJ Reports 1969, 3. この事件について、兼原敦子「北海大陸棚事件」『国際関係法辞典』(注9)730頁。

イツに帰属する大陸棚を侵奪しているとして抗議し、結局、3カ国は、合意の上で国際司法裁判所に紛争を付託した。当時、デンマークとオランダは1958年大陸棚条約を批准していたが、西ドイツはこれを批准していなかったため、大陸棚の境界画定に関する慣習法規則の解釈・適用が争点となった<sup>12</sup>。ICJは、境界画定に関する規則を導くため、大陸棚に関する慣習法制度の本質にまで立ち入って検討を行ったのである。

この点につき、ICJは、「海の中と下への領土の自然の延長（natural prolongation）を構成する大陸棚区域に関する沿岸国の権利は、領土に対する主権によって、また海底を探索しその天然資源を開発するための主権的権利を行使するにあたっての領土主権の拡張として、事実から当然にかつ最初から存在する」<sup>13</sup>、「大陸棚に対する沿岸国の権利は、領土に対する主権に基づいており、大陸棚区域は海の中と下への領土の自然の延長である。」<sup>14</sup>と述べた。このように、ICJは、大陸棚が領土の自然の延長であること、及び大陸棚に対する沿岸国の主権的権利は領土主権の拡張であることを示し、大陸棚・主権的権利と領土・領土主権との密接な関係を明らかにした。

また、ICJは、大陸棚制度の骨格を定める1958年大陸棚条約1条～3条が慣習法化したことも認定し<sup>15</sup>、したがって大陸棚に関する特別の国際法規則が存在することを確認した。つまり、大陸棚制度は、1958年条約を批准した国の間でのみ存在する特殊な制度ではなく、すべての国に同様に適用される国際慣習法上の制度として存在していることを、ICJは確認した。

#### (4) 1982年国連海洋法条約

1973年から1982年まで行われた第三次国連海洋法会議の結果採択された1982年の国連海洋法条約は、海の国際法をほぼすべて網羅する大きな条約である。この条約は、1958年大陸棚条約と1969年「北海大陸棚事件」ICJ判決とその後の諸国の実行を踏まえ、またこの条約により創設された排他的経済水域の制度とも若干の調整をした上で、「第6部 大陸棚」として、76-85条までの規定を置いた。この国連海洋法条約は採択後複雑な経過を辿ったが、日本は1996年に、ロシア連邦は1997年にこの条約を批准しており、少なくとも日ロの間では大陸棚に関する紛争はこの国連海洋法条約によって規律されることになる（上述の領海に関する紛争も同様である）。

今日では、大陸棚の国際法制度は、基本をこの1982年海洋法条約に置きつつ、向かい合っている国や隣接する国との間で特に境界画定のために締結される国際協定により個別に規律されるという構造を持っている。また、通常各国は「大陸棚法」といった国

<sup>12</sup> 国際法の法源は、主として条約と国際慣習法がある。この2つの法源の間には、条約が適用されない場合は国際慣習法が適用されるという関係にある。この事件では、西ドイツが1958年大陸棚条約を批准していれば、この大陸棚条約の解釈・適用という観点からこの紛争を扱うだけに留まったが、そうでなかったため、国際慣習法の解釈・適用が問題となった。

<sup>13</sup> *ICJ Reports 1969*, p. 22, para. 19.

<sup>14</sup> *Ibid.*, p. 29, para. 39.

<sup>15</sup> *Ibid.*, p. 39, para. 63.

内法を制定して、この国際法制度を国内において実施するようになっている。日本は1996年に「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を、ロシア連邦は1995年に「大陸棚に関する法律」を制定した。ただし、日口間では、大陸棚に関する国際協定は締結されていない<sup>16</sup>。

## 2. 1982年国連海洋法条約における大陸棚制度

前述したように、大陸棚に関する基本的な国際法規則は、1982年国連海洋法条約が規定する。この条約の定める大陸棚制度について、以下概観する。

### (1) 大陸棚に対する沿岸国の権限

前述のように、大陸棚の国際法制度の中核は、伝統的な公海の自由の原則を排し、大陸棚に対する沿岸国に特別の権利・権限を認めることにある。この沿岸国の権利を定めたのが、国連海洋法条約77条である。77条は、以下の規定である。なお、77条は、1958年大陸棚条約2条とほとんど同文である。

- 「1 沿岸国は大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を有する。
- 2 1の権利は、沿岸国が大陸棚を探索せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である。
- 3 大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない。
- 4 この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。」

このうち特に重要な項は、1項である。沿岸国は大陸棚に対して一定の権利を有しており、この条文が明記しているように、この権利は「主権的権利 (sovereign rights)」と呼ばれる。この主権的権利は、国家が自国の領域に対して有する権利である「主権 (sovereignty)」に類似する言葉であるが異なる概念であることに注意しなければならない。

### (2) 主権的権利の及ぶ事項

---

<sup>16</sup> 日本は、韓国との間で1974年日韓大陸棚協定（これは2つの協定よりなる）を締結している。

この沿岸国の主権的権利の及ぶ事項は、上記 77 条 1 項が規定するように、限定されている。すなわち、沿岸国は、「大陸棚を探索し及びその天然資源を開発する」ことに関してのみ主権的権利を有する。探索 (exploration) とは、未だ埋蔵されている資源が知られていないときに大陸棚そのものをさぐることをいい、開発 (exploitation) とは、その存在の知られた資源を採掘することをいう<sup>17</sup>。現在のサハリン海底鉱物資源に関しては、石油・ガスの採掘が実際に行われていることから、「開発」の段階も含まれるということができる。

沿岸国の主権的権利は、天然資源の探索及び開発に対してのみ及ぶ。したがって、大陸棚資源の探索・開発に関係のない活動・事実については、大陸棚制度は適用されない<sup>18</sup>。サハリン沖合の石油・ガスの採掘は、天然資源の探索・開発に関係する活動であることは明らかであり、したがって沿岸から 12 カイリを超える区域については、ロシア連邦の主権的権利に服さなければならない活動ということになる。

この探索及び開発は、天然資源に関して行われるものである。この大陸棚制度に関する天然資源の定義は、77 条 4 項に規定がある。ちょっと分かりにくい規定振りであるが、要するに天然資源は、鉱物資源と生物資源の 2 種があるということである。生物資源の範囲については解釈の余地がある<sup>19</sup>が、本稿が対象とする石油資源は鉱物資源として大陸棚資源に含まれることは間違いない。

以上のことから、サハリン大陸棚の石油資源の探索・開発は、沿岸国の主権的権利が及ぶ活動であるということが理解できよう。

### (3) 主権的権利の内容 ～ 主権との相違

さて、重要な点は、この主権的権利の内容である。主権的権利に関して規定する国連海洋法条約 77 条 1 項は、1958 年大陸棚条約 2 条 1 項と同文である。1958 年条約を作成するにあたって、ILC が「主権」ではなく「主権的権利」という語を用いたのは、大陸棚の上部水域における航行・漁業の自由（伝統的な公海自由）や上空飛行の自由を妨害しないという消極的な理由のためであった<sup>20</sup>。その上で、ILC は、「ここで採用された語は、沿岸国に与えられるこの権利が、大陸棚の探索のために必要な及びその天然資源の開発に関連するすべての権利をカバーするというに、疑問の余地を残さない。この権利は、法律の違反の防止と処罰に関する管轄権を含む。」とした<sup>21</sup>。今日では、むし

<sup>17</sup> 小田『前掲書』(注 9) 228 頁。後述の「オデコニホン事件」東京地裁判決及び東京高裁判決でも同じ理解が示されている(訟務月報 28 卷 11 号 2224 頁、同 30 卷 8 号 1479 頁)。

<sup>18</sup> 山本草二『海洋法』(三省堂、1992 年) 190 頁。例えば、大陸棚上の沈没船の引き上げなどは、天然資源の探索・開発と無関係な活動である。

<sup>19</sup> 小田『前掲書』(注 9) 230-232、206-6-206-9 頁参照。特にエビ・カニが大陸棚の資源に含まれるかどうか、が問題となった。

<sup>20</sup> 小田『同上書』217-218 頁、山本草二「大陸棚の開発活動と国内法令の適用関係」『日本の海洋政策』2 号(1979 年) 2-3 頁。

<sup>21</sup> *Yearbook of the International Law Commission, 1956*, vol. II, p. 297, para. 2. これは、1956 年の ILC 海洋法条約草案 68 条(大陸棚条約 2 条の原案)についての ILC の注釈である。

るこの積極的な面が重視されるようになって<sup>22</sup>。また、特に、1982年条約は、1958年大陸棚条約と異なり、1969年「北海大陸棚事件」ICJ判決を受けて大陸棚を「(沿岸国の)領土の自然の延長」として定義づけており(76条1項)、実質的にも主権との関連性が強調されるようになってきている点も、留意が必要である。

なお、日本の大陸棚で事業活動を行った外国法人に対する法人税の課税をめぐる日本の裁判所で争われた事件(1982年「オデコニホン」事件東京地裁判決、1984年東京高裁判決<sup>23</sup>)において、裁判所は、次のように判示している。

「・・・大陸棚に対する主権的権利は、大陸棚の鉱物資源の探索・開発に必要な、又はそれに関連するすべての主権的な権利、すなわち立法、行政及び司法権を含む。すなわち、目的においては制限されるが、右目的の範囲内においては完全な性質を有し、包括的かつ排他的であって、領域主権と異なるところがない。

したがって、大陸棚に対する主権的権利は、主権の一側面たる課税権を当然に含むものである。」<sup>24</sup>

この一節に、主権的権利の意味が言い尽くされている、とあってよい。

### 3. 日本法における大陸棚制度

日本において、大陸棚に対する日本の法的権限を一般的に認める直接の法的根拠が明記されたのは、1996年に日本が批准した1982年国連海洋法条約と、この条約の批准と同時に制定した上述の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」によってである。それ以前は、部分的・曖昧な形で法的根拠が示されたにとどまった<sup>25</sup>。

この排他的経済水域・大陸棚法は、全部で4カ条から成る簡単な法律である。同法は、大陸棚(と排他的経済水域)に関する日本の国内法の基本的な枠組みを規定するものであるが、その内容は、大陸棚の範囲を定め(2条)、日本の法令の適用される事項を列挙する(3条)にとどまる。いずれも、国連海洋法条約の規定を受け入れた内容となっている<sup>26</sup>。要するに、この法律で地理的範囲と事項的範囲を定め、その事項に関する具体的な法令の適用は個別の法律に委ねるといふ趣旨といえよう。

<sup>22</sup> 山本「前掲論文」(注20)3頁。

<sup>23</sup> 第一審判決について、東京地判昭和57年4月22日訟務月報28巻11号2200頁以下、控訴審判決について、東京高判昭和59年3月14日訟務月報30巻8号1427頁以下。この事件について、武山眞行「オデコニホン事件」『国際関係法辞典』(注9)94頁。

<sup>24</sup> 訟務月報28巻11号2224頁、同30巻8号1479頁。東京高裁は、東京地裁の判決理由を若干の語句の訂正を加えた上でほぼ全面的に引用しているが、この本文での引用部分には訂正が加えられていない。

<sup>25</sup> 前記1974年日韓大陸棚協定(78年発効)や政府委員による国会の委員会答弁など。この点について、水上千之『日本と海洋法』(有信堂、1995年)113-115頁参照。日本は、1958年の大陸棚条約に加入しなかった。

<sup>26</sup> 中村洸「国連海洋法条約と海洋基本法」『ジュリスト』1096号(1996年)38-39頁参照。

#### 4. ロシア連邦の大陸棚法

ロシア連邦は、1995年11月に、「大陸棚に関する法律」を制定した<sup>27</sup>。この法律は49カ条から成る比較的大きな法律である。日本法と異なり、その名の示す通り大陸棚に関する事項のみを規定する。その構成は、以下である。

- 第1章 総則
- 第2章 鉱物資源の調査、探査及び開発
- 第3章 生物資源の調査及び利用
- 第4章 大陸棚における人工施設の組立て並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設
- 第5章 海洋の科学的調査
- 第6章 鉱物資源及び生物資源の保護及び保存並びに廃棄物その他の物質の投棄
- 第7章 大陸棚の利用における経済関係
- 第8章 この連邦法の規定の実施

ここでこの詳細を紹介する余裕がないが、日本法との比較で簡単に述べると、ロシア法は、大陸棚に関する活動を包括的かつ詳細に規定するだけでなく、その前文で「この法律の定めていないロシア連邦の大陸棚及びそこにおける活動に関する事項は、ロシア連邦の大陸棚に適用されるその他の連邦法により規律されるものとする。」と規定しているように、他の法律に対する特別法という位置づけになっている。つまり、日本法は、地理的範囲を事項のみを規定しその具体的な規制内容は個別の法令に委ねるといった内容であるのに対し、ロシア法では大陸棚に関する事項はまずこの大陸棚法によって一義的に規律されるという仕組みである。実際のところ、このロシア大陸棚法は、大陸棚における活動に関する許可などの手続きやその監督官庁も規定している。

### 第三節 大陸棚資源開発に関する沿岸国の法的義務

#### と国際賠償責任制度

以上が、領海と大陸棚の国際法制度の概略である。このことを踏まえ、本論である損害賠償の問題に考察を進めよう。

本稿が対象とする損害賠償の問題は、冒頭で述べたように、海底鉱物資源の開発の際の事故により生じた油汚染損害に関して、国際法の観点から取り上げるものである。

<sup>27</sup> その英訳として、*International Legal Materials*, vol. 35 (1996), p. 1498 がある。

前述したように、国際法分野では、基本的には被害国が加害国に対し国際法上の責任を追及する（国家責任方式）ということが中心に置かれる。しかし、特に、海底鉱物資源の開発の事故により生じた損害について、被害者を救済するための特別の仕組みが国際法上作成される例が見られるようになっている（条約による民事責任方式の制度化）。以下、それぞれについて、その法的な仕組みを解説しよう。

## 一. 国家責任方式

民間の事業者の行った海底鉱物資源開発から生じる油汚染損害について、国際法上、その沿岸国は損害を被った国に対し損害賠償の責任を負うか。これは、国家が国際法上の責任を負う場合の要件に関係する。国家は、国際法上の義務に違反する行為を行った場合には国際法上の責任を負うということは、国際法上確立した原則である<sup>28</sup>。つまり、沿岸国が自国の沖合の海底鉱物資源開発に関していかなる義務を負っているのか、そして事故が発生した場合に沿岸国はその義務に違反したかどうかという2点が、重要なポイントとなる。後者は個別の状況と沿岸国が行った具体的な行為に関わるため一般的に論じることができないので、ここでは前者の沿岸国の義務について述べる。

### 1. 沿岸国の損害防止義務と賠償責任

#### (1) 領域使用の管理責任

一般に、領域国は、自国が支配する領域を自ら使用しまたは私人にその使用を許すにあたっては、他国の領域その他の国際法上の権利を害する結果にならないよう、一般国際法上特別の注意義務を課される。この注意義務は、我が国では「領域使用の管理責任」と呼ばれる重要な原則である<sup>29</sup>。

この原則を確認した重要な判例が、1941年の「トレイル熔鉱所事件」米＝カナダ仲裁裁判所判決（米国対カナダ）である<sup>30</sup>。この判決は、次のように述べ、領域使用に関して国家に課されるこの特別の注意義務の内容を明らかにした。

「事件が深刻な結果をもたらし被害が明白かつ確信のある証拠によって確証される場合には、いかなる国家も、他国の領域において、他国の領域に対しましては他国領域内の財産若しくは人に対して、煤煙により被害を与えるような方法で自国の領域を使用しまたは使用を許す権利を持たない。」<sup>31</sup>

<sup>28</sup> 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994年）625、632頁。

<sup>29</sup> 山本『同上書』275-277頁。

<sup>30</sup> *Reports of International Arbitral Awards*, vol. 3, p. 1905. この事件について、尾崎重義「トレイル熔鉱所事件」『国際関係法辞典』（注9）595-596頁。

<sup>31</sup> *RIAA, ibid.*, p. 1965.

この判決の示すように、国家は、この注意義務に違反して他国に損害を与えた場合、その損害について責任を負わなければならないのである<sup>32</sup>。

このような領域国の義務は、多くの重要な国際文書で確認されている。例えば、1972年「人間環境宣言」原則 21 は、次のように規定する。

「国家は、(中略) 自国の管轄権又は管理の範囲内の活動が他国の環境又は国家管轄権の限界を超える区域の環境に損害を与えないよう確保する責任を有する。」

他に、例えば 1992 年「環境と開発に関するリオ宣言」原則 2 などにも、同様の規定が置かれている。

## (2) 大陸棚資源開発に関する沿岸国の慣習法上の義務

先に指摘したように、領海と大陸棚は法的には別の海域であり、これらに対する国家の権限もそれぞれ異なる内容を持つ。したがって、領域国が負う義務（領域使用の管理責任）が大陸棚の沿岸国にも課されると言えるかどうか、課されているとして同一の内容かどうかは、別個検討しなければならない。

この点につき、一般に、大陸棚との関連でも、沿岸国は同様に使用管理上の義務を負うと理解されている<sup>33</sup>。大陸棚は国家領域の「自然の延長」であり主権的権利は領土主権の延長であるというその質的な共通性から導かれると言ってよい。国家は、大陸棚の資源開発に関して他国に損害を与えることのないよう注意を尽くす義務を負うのであって、もしその義務に違反して他国に損害を与えた場合には、国際違法行為を行ったとして損害賠償の責任を負わなければならないのである。

このことは、前述の領域使用の管理責任の原則を規定する多くの国際文書でも、確認されている。例えば、前述の人間環境宣言原則 21 やリオ宣言原則 2 は、領域とか領域主権という言葉ではなく、「管轄権」という語を用いて、領域でなくとも国家の管轄権が及ぶ区域の活動についても、その国にこの特別の注意義務が課されることを示している。むしろ、今日では、領域使用に関する領域国の義務と大陸棚等国家の主権的権利が及ぶ海域の使用に関する沿岸国の義務は、一体として合わせて取り扱われるようになってい

<sup>32</sup> 米国とカナダの 1935 年の裁判付託合意書（オタワ条約）ではカナダが責任を負うべきことが明記されていたが、この責任の根拠について、裁判所は、単に条約で規定されていたからというだけではなく、この義務に違反したことに求めたものと解される。臼杵知史「領域使用の管理責任 — トレイル熔鉱所事件—」山本＝古川＝松井編『国際法判例百選』（有斐閣、2001 年）67 頁。

<sup>33</sup> 水上千之「大陸棚の海底鉱物資源の探査開発に伴う海洋汚染の規制（一）」『広島法学』9 巻 3 号（1985 年）46-47 頁；E. Gold, "Pollution from Offshore Activities — An Overview of the Operational, Legal and Environmental Aspects", C. M. De La Rue, ed., *Liability for Damage to the Marine Environment* (1993), 203, pp. 218-219.

また、実際のところ、資源が領海と大陸棚にまたがって存在するような場合、領海での資源開発と大陸棚での資源開発を分けて内容の異なる国際法上の権利義務を設定する意味はほとんどない。

### (3) 条約における海洋環境保護義務の取り扱い

こういった海底鉱物資源の開発に関する沿岸国の損害防止義務は、海洋環境の保護義務という意味合いを強く持ち、今日多くの海洋環境保護条約において、この沿岸国の義務が規定されるようになってきている。しかし、海洋環境保護に関する条約規定でのこの保護義務の取り扱いは、それぞれの条約によって一様ではない。

海底鉱物資源（特に大陸棚資源）の開発は、戦後になってから特に注目されたものであるが、当初は、海洋環境の保護という包括的な取り扱いはなされておらず、また国家の保護義務が特に明記されてはいない。例えば、1958年の公海条約24条は、「すべての国は、海水の汚濁の防止に関する現行の条約の規定を考慮に入れて、船舶若しくはパイプラインからの油の排出又は海底及びその下の開発及び探査により生ずる海水の汚濁の防止のための規則を作成するものとする。」と規定するにとどまる。また、1958年の大陸棚条約5条は、大陸棚の探査及び開発に関する沿岸国の義務について規定するが、航行、漁業または海洋生物資源の保存に対し不当な妨害を与えてはならない（1項）、海洋生物資源を有害物質から保護するための適当な措置をとらなければならない（7項）とする程度に止まり、これも他国の沿岸に損害を与えてはならないという内容になっていない。

海底鉱物資源の開発から海洋環境を保護するという考えが強く示されるようになるのは、1972年人間環境宣言からである。これ以降は、大きく2つの流れがあり、1つは地域的海洋環境保護条約で、沿岸国の間で特定の海域の環境の保護を包括的に図っていくというものであり、もう1つは海底鉱物資源の開発により生じる損害の賠償責任を取り扱うものである。

前者の例としては、例えばバルト海を対象とする1974年「バルト海の海洋環境保護に関する条約」、地中海を対象とする1976年「汚染からの地中海の保護に関する条約」、ペルシャ湾を対象とする1978年「汚染からの海洋環境の保護に関する協力のためのクウェート条約」などがある<sup>34</sup>。これらの条約は、いずれも締約国の海洋環境保護義務を包括的・一般的に定めた上で、条約を補完・強化するため締約国の間で個別の事項について議定書を作成し、より個別具体的に海洋環境の保護を図るようになってきている。海底鉱物資源の開発との関連では、前記1978年クウェート条約の1989年「大陸棚の探査及び開発から生じる海洋汚染に関する議定書」<sup>35</sup>と、前記地中海保護条約の1994年「大陸

<sup>34</sup> これらのうち、1976年地中海保護条約の訳については、その邦訳が地球環境法研究会編『地球環境条約集 第3版』（中央法規出版、1999年）362頁に掲載されている。

<sup>35</sup> 1989年3月29日クウェートで署名、1990年2月17日発効。条約文は、Z. Gao, *Environmental Regulation of Oil and Gas* (1998), pp. 491-500に掲載されている。

棚並びに海底及びその下の探査及び開発から生じる汚染に対する地中海の保護のための議定書」<sup>36</sup>（以下「地中海大陸棚議定書」とする）がある<sup>37</sup>。

後者の賠償責任の問題については、国家責任方式をとるか民事責任方式にするかは見解の対立があり、一般的な内容の国際文書の作成にあたってはコンセンサスが得られなかった。例えば、1972年人間環境宣言原則22は、「国は、汚染その他の環境損害の被害者のための賠償責任と賠償金に関する国際法を一層発展させることに協力する。」と定めるにとどまり、国家責任方式か民事責任方式をとるのかについて態度を保留した。しかし、いくつかの条約は、開発を行う事業者への責任を定め、民事責任方式に踏み切った。これについては、後述「二．民事責任方式」で取り扱う。

1982年国連海洋法条約は、国家に対し海洋環境保護の一般的義務を定める（192条、194条1項2項）と共に、特に海底鉱物資源の開発による汚染に関する規定を置いた（194条3項(c)、208条、214条）。他方、賠償責任については、両方式を併記して上記1972年人間環境宣言原則22と同様の内容を持つ一般的な規定を置くにとどまった（235条）。

その他、海底鉱物資源の開発に関する環境保護義務は、様々な条約で部分的・間接的に規定されているほか、EC/EU法、非拘束的なガイドライン等でも取り扱われている<sup>38</sup>。

これら海洋環境保護条約では、国家に環境保護のための一定の義務を定めており、理論的にはこの義務に違反して他国に損害が生じた場合はその国が被害国に対し責任を負うことができる。

## 2. 国家責任方式の現実的問題点

このように、国家責任方式、つまり国家が自国の国際法上の義務に違反して生じた損害について国家が負うべき賠償責任は、国際法上は確かに非常に有用性が高い。もとより、この義務の違反の認定は容易でなく、それは、一般に国際法上の義務の違反の認定が困難であることに加え、そもそもこの義務の内容自体一般的抽象的であり、具体的な内容は各国の個別の判断に委ねられる部分が大きいためである。そのため、実際に損害が発生しても、それが沿岸国が果たすべき義務の違反に起因するのかどうかの判断は、非常に困難である。それにも関わらず有用性が高いのは、1941年のトレイル熔鉱所事件の判決という先例が現に存在するためである。加えて、この義務を定めるより詳細に規定する国際文書も多く作成され繰り返し確認されていることも、無視することができない。

<sup>36</sup> 1994年10月14日マドリードで署名、未発効（国連環境計画サイト（<http://www.unep.ch/seas/main/med/medoffsh.html>）より。この条文の一部がこのサイトに、全文が Gao, *ibid.*, pp. 465-490 に掲載されている。

<sup>37</sup> R. R. Churchill/A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3d ed. (1999), p. 373.

<sup>38</sup> ここで取り扱った条約等については、詳しくは、Churchill/Lowe, *ibid.*, 370-374; Gao, *supra* note 35, pp. 13-32; M. Gavouneli, *Pollution from Offshore Installations* (1995), pp. 68-76 参照。また、これらの国際文書のいくつかについては、その邦訳が『地球環境条約集』（注34）に掲載されている。

しかし、この義務違反による国家責任の発生という法原理は、サハリン沖合の海底鉱物資源開発の事故により北海道沿岸に油汚染損害が発生した場合を念頭に置くと、果たして被害者個人にとってどこまで実際的有用性があるといえるだろうか。つまり、この方法は、日本政府がロシア政府に損害の賠償を外交手段によって求めるというものであって、それ自体決して意義は小さくないとしても、被害者にとっては様々に不安定な要素が覆い被さってくる。

第一に、ロシアから賠償金を得るためには、日本政府が積極的に行動しなければならない。上述のように、これはロシアの義務違反行為によって日本の国際法上の権利が侵害されたためロシアに対し損害の賠償を求めるという形をとる。したがって、日本政府が自国の権利をどのようにとらえその救済をどのように求めるかによって、その請求の内容が異なってくる。極端な場合、油汚染損害が北海道に生じても日本政府が何ら権利を侵害されていないと判断する場合は、ロシア政府から賠償は得られない。そこまで極端でなくとも、被害者個人に生じた損害を個別に日本政府が国としての損害としてロシア政府に請求するかどうかは、ひとえに政府の判断による。

第二に、国家間紛争の解決方法はいくつかある<sup>39</sup>が、日本とロシアとの間では基本的に交渉によって紛争解決を図るという可能性が高く<sup>40</sup>、それだけ両国の力関係に左右される部分が多くなる。

第三に、第二に関係するが、日本とロシアの間の国家間紛争であるため、その解決は両国の政治的状況に大きく左右されざるを得ない。両国の関係が良好であるなら事態の解決はそれほど難しくはならないであろうが、悪化している場合は交渉の場すら設定できないこともありうる。良好な関係であるかどうかとは別に、二国間の中で大きな政治的関係の進展が見られる場合、損害賠償問題が場合により犠牲にされることも考えられる。例えば事故の発生が北方領土問題が決着しそうな最終段階に入ったような時期の場合、日本政府の判断として北方領土の返還を優先させて損害賠償の問題をこじれさせないようあえて譲歩するということは、十分ありうる。あるいは、ロシアの経済状況から、十分な賠償金が得られない場合、日本政府として政治的な考慮を加えあえて減額して請求するということがあろう。その差額をどうするかは、日本の国内政治的問題となる。

第四に、日本政府がロシアから賠償金を得たとしても、それが被害者個人に支払われるかどうかは、実は法的には保証されない。実際にはありえないであろうが、日本政府がロシアから得られた賠償金を、被害者に渡さず全額国庫に入れるということも、日ロ間で特に取り決めをしない限り法的には可能である。そこまではいかないとしても、得られた賠償金をどのように配分するかは、基本的には国内の政治的事項であって、被害者個人に生じた損害がどこまで補填されるかは、政府の判断による。

このように、賠償問題を国家間紛争として処理する場合には、被害者個人にとっていくつかの不安定さが残る。これは、結局のところ、義務の内容及び紛争解決の手続きに

<sup>39</sup> 佐古田「98年報告書」84-93頁。

<sup>40</sup> 佐古田「98年報告書」116-118頁参照。

関して、両国の国際的及び国内的な政治的判断によって決せられる部分が少なくないことに起因する、と言わなければならない。

## 二. 民事責任方式 ～ 条約による制度化と民間協定

### 1. 民事責任方式の意義と特徴

#### (1) 国家責任方式と民事責任方式

前述したように、国家の国際法上の責任の追及という方式は必ずしも被害者個人にとって優れた方式とは言えない。また、感覚的に見ても、民間企業が行った行為によって民間人が損害を被った場合、国家間の紛争としてとらえ国が賠償責任を負うという仕組みは、よく考えると奇妙である。むしろ、被害者個人が加害企業に対し損害賠償を求めるといった方式がより身近であり理解しやすい。本稿が扱おうとする紛争は、投資紛争の場合と同様、元来は民間人を当事者とする国内法上の紛争であって、上述の国家責任の説明は、この民間人同士の紛争が国家間紛争に転化した場合について述べたもの、ということができる<sup>41</sup>。

この元来の国内法上の紛争は、いずれかの国の国内法に基づきいずれかの国の国内裁判所で解決されるということになる。サハリン石油資源開発に即して言い換えると、被害者である日本人が、開発企業を相手に、ロシアの法律に基づきロシアの裁判所に提訴するか、日本の法律に基づき日本の裁判所に提訴するか、あるいは開発企業の親会社を被告として、例えば米国の法律に基づき米国裁判所に提訴するか、ということになる。こういった点も、投資紛争の場合<sup>42</sup>と基本的に同じである。

#### (2) 高度危険活動により生じた越境損害についての無過失責任

ところで、1950年代以降、特に国境を越えて展開される高度危険活動（ultra-hazardous activities）の事故（例えば、航空機の落下事故、タンカー事故、海底鉱物資源の探査・開発の際の事故、原子力発電所の事故、原子力船の事故など）により生じる損害については、条約によって、加害企業の民事責任を無過失責任とした上で、より被害者の救済に資するような仕組みを整備するという方法が見られるようになっている。前述したように、民間人同士の紛争はいずれかの国の国内法に基づきいずれかの国の国内裁判所で扱われるのが基本であり、この無過失責任諸条約もその方式を維持しているが、これらの条約は、その責任の要件や責任追及の手続きを各国の裁量に委ねず、国家間の義務として相互に保証するものである。

<sup>41</sup> この点について、佐古田「98年報告書」82-83、95頁参照。

<sup>42</sup> 佐古田「98年報告書」81-82頁。

これら無過失責任諸条約は、その対象となる活動・損害の範囲、無過失責任制度を採用した理由、責任の要件、責任追及の手続きなどその内容は必ずしも同一ではないが、いくつか共通する特徴を有している。すなわち、①その事業活動を運用管理する者（事業者（operator）、船舶所有者など）への責任集中、②責任当事者の無過失責任、③責任当事者の強制保険、④外国人からの訴訟に対する裁判所の管轄権の設定、及び⑤外国判決の承認・執行の義務、である<sup>43</sup>。

ここでは詳述しないが、これらはいずれも、本来、各国の裁量に委ねられる事項である。つまり、通常は不法行為責任は過失責任主義が採用されており、責任当事者はその故意・過失があった者すべてというのが原則である。無過失責任をどのような場合に導入するかは、それぞれの国の法政策上の判断である。保険を義務づけるかどうか、同じく各国の法政策的判断による。外国性を有する訴訟について裁判所に管轄権を認めるかどうか（国際裁判管轄）、他国の裁判所で下された判決にいかなる法的効力を与えるか（外国判決の承認・執行）といった問題<sup>44</sup>も、同様である。

これら無過失責任諸条約は、こういった各国の裁量を大幅に制限し、条約により一定の措置を国内的に実施するよう義務づける。今日では、少なくともこれら高度危険活動により生じる越境損害についての賠償責任は、国家責任方式よりも民事責任方式がより現実的に機能している、とあってよい。

海底鉱物資源の探査・開発も一般に高度危険活動として位置づけられており、事故による生じる損害についての賠償責任に関する条約が作成されている。次に、これらの条約の内容について、詳しく説明する。

## 2. 条約による民事責任方式の制度化と民間協定

海底鉱物資源開発の際の事故により生じた油汚染損害についての加害企業の賠償責任に関して直接取り扱う条約としては、次の2つがある。すなわち、1977年の「海底鉱物資源の探査及び開発から生じる油汚染損害についての民事責任に関する条約」（以下「海底資源責任条約」または「1977年条約」とする。）と、地中海保護条約についての前記1994年「地中海大陸棚議定書」である<sup>45</sup>。また、国家間の取り決めではないが、この1977年条約と実質的に同じ役割を果たしている民間の協定（1974年沖合汚染責任協定（OPOL））があり、實際上重要な役割を果たしている<sup>46</sup>。

いずれの条約・協定も、日口間の問題には適用されない。しかし、日口間でもこのような仕組みを構築すべきという観点から、そのための参考情報として、以下、1977年条約を中心にこれら3つの条約・民間協定を紹介する。

<sup>43</sup> 山本草二『国際法における危険責任主義』（東京大学出版会、1982年）183-231頁参照。

<sup>44</sup> 国際裁判管轄の問題について渡辺惺之「国際裁判管轄」『国際関係法辞典』（注9）260-261頁、外国判決の承認・執行について海老沢美広「外国判決」『同辞典』116頁参照。

<sup>45</sup> Churchill/Lowe, *supra* note 37, pp. 376-377.

<sup>46</sup> *Ibid.*, p. 377.

## (1) 1977年海底資源責任条約<sup>47</sup>

この条約は、「油汚染による損害を被った者に対し適正な賠償が行われることを確保」し、「責任についての問題を解決し及び、そのような場合において適正な賠償を行うことについての統一的な規則及び手続を採用する」ために（前文）、ベルギー、デンマーク、フランス、西独（当時）、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン及び英国の9カ国により、1976年12月にロンドンで作成された。条約の明文の規定はないが、これら9カ国の範囲から考えると、この条約は実際上北海、バルト海及び北西大西洋での汚染損害を対象とするものといえる<sup>48</sup>。この条約は、上述の前文から理解されるように、各国の国内法に対する特則として位置づけられる。

なお、後述するように、この条約はいくつかの理由で、発効していない。しかし、現在もなお、大陸棚資源開発の際の事故により生じる損害についての賠償責任を論じるにあたって頻繁に紹介され、また将来の条約を考える上でのモデル条約としても重要な位置づけがなされている<sup>49</sup>。本稿も、この条約の先例的価値に着目するものである。参考資料として、本稿末尾にこの条約の全文の邦訳を付したので、適宜参照してもらいたい。

### (a) 責任主体

汚染損害について賠償責任を負うべき主体は、事故発生時の施設の事業者である（3条1項）。事業者への責任集中である。

「施設（installation）」は、海底の探査及び原油の生産・処理・貯蔵・輸送と原油の流出の制御のために用いられる油井（well）その他の設備などをいい、廃棄されたものも含む（1条2項）。「事業者（operator）」とは、「管理国（Controlling State）」により事業者として指定された者、または、その指定がない場合は、施設で行われる活動の全体を管理する者をいい、許可を受けているかどうかを問わない（1条3項）。この「管理国」は、施設が置かれている海域の海底を探査しその資源を開発するために主権的権利を行使する、条約当事国をいう（1条4項）。つまり、「管理国」の領海・大陸棚で、「事業者」が「施設」を用いて探査・開発を行うという状況を設定し、その事業者が損害について責任を負うということである。

同一の施設が2以上の事業者により運用される場合には、そのすべての事業者が連帯して責任を負う（3条2項）。ただし、責任を負うのは事業者のみであって、その被用者や代理人は責任を負わない（4条2項）。また、この条約に基づく場合以外に、事業者に対し、汚染損害についての賠償請求を行ってはならない（4条1項）。

<sup>47</sup> 1976年12月17日ロンドンで採択、1977年5月1日署名開放。未発効、批准国なし。条文は、*International Legal Materials*, vol. 16 (1977), p. 1450。この条約についての日本語文献として、山本『前掲書（危険責任）』（注43）148-149、175-177、184-210頁、水上千之「大陸棚の海底鉱物資源の探査開発に伴う海洋汚染の規制（二・完）」『広島法学』9巻4号33-41頁がある。

<sup>48</sup> M.-L. Larsson, *The Law of Environmental Damage* (1999), p. 208 参照。また、この条約は、これら3つの海域に沿岸線を持つ国に加入が認められる（18条）

<sup>49</sup> Churchill/Lowe, *supra* note 37, pp. 376-377; Gavouneli, *supra* note 38, 118-119; Gold, *supra* note 33, 221-222;

## (b) 責任を負うべき汚染損害の範囲

事業者は、汚染損害について賠償責任を負う（3条1項）。「汚染損害（pollution damage）」とは、施設からの油の流出・排出による汚染によってその施設の外部で生ずる損失・損害をいい、防止措置の費用及び防止措置によって生ずる損失・損害を含む（1条6項）。

事業者が責任を負うべき汚染損害の範囲は、(a) 管理国の管轄の下にある施設で沿岸低潮線を越えて発生する事故により生ずるもの、及び、(b) 条約当事国がその領域・主権的権利を有する区域で被ったもの、である（2条）。

したがって、前述したように、この条約の適用範囲は、實際上、北海、バルト海及び北西大西洋での汚染損害が想定されていたことになる。

## (c) 責任原則

この条約で注目される点は、責任原則についてである。

### ・責任の性質

事業者が負うべき責任は、故意または過失を要件としていない（3条1項参照）。つまり、無過失責任（英米法上の用語としては厳格責任（strict liability））の考え方が採用されていると言うことができる<sup>50</sup>。

### ・免責事由

過失責任の場合は、故意・過失がなければ責任を負わないが、無過失責任の場合は故意・過失がなくとも責任を負うことになるから、いかなる状況の下でなら責任を負わないのかが別途検討されなければならない。

この条約は、損害が戦争行為、敵対行為、内乱、暴動または例外的・不可避的・不可抗力的な自然現象によって生じたことを事業者が証明した場合には、事業者は免責される旨規定する（3条3項）。

### ・責任限度

詳細は省くが、無過失責任の場合は多くの国内法において責任限度を設けるのが一般であり、無過失責任諸条約も同様に責任限度を設定している。

1977年条約の場合、この責任限度額の設定は、交渉にあたって大きく問題とされた<sup>51</sup>。結局、条約では、1施設の1事故についての責任限度額を、条約が署名開放される日（1977

<sup>50</sup> 山本『前掲書（危険責任）』（注43）191-192頁、Churchill/Lowe, *supra* note 37, p. 376.

<sup>51</sup> 山本『同上書』197-199頁参照。

年5月1日)から5年間は3000万SDR、その後は4000万SDRとすることで、妥協が成立した(6条1項)<sup>52</sup>。

なお、この責任限度の利益を享受するためには、当該事業者は、この責任限度額分の基金を訴えが提起されうる国の裁判所または権限ある当局に形成しなければならない(6条5項)。基金が形成された条約当事国の裁判所が、基金の割当て及び分配を決定する(11条3項)。

#### (d) 強制保険

事業者は、自己の責任を担保するため、管理国が定める金額、種類及び条件で、保険その他の金銭上の保証を設定し維持しなければならない(8条1項第一本文)。このその他の金銭上の保証には、例えば銀行保証が含まれる。

1977年条約の定めるこの強制保険については、しかし他の条約と異なる内容があり、この点がこの条約の問題点として指摘されている。すなわち、事業者が維持しなければならない保険その他の金銭上の保証の金額は、条約が署名開放される日から5年間は2200万SDR、その後は3500万SDR以上でなければならない、とされる(8条1項第一文但書)。これは、上述のような責任限度額(3000万SDR、4000万SDR)より低い額であることに注意しなければならない。これは、当時の保険市場の引受能力に限界があったためである<sup>53</sup>。

他の無過失責任条約では、事業者は、責任限度額まで保険等を維持しなければならないという仕組みになっている。また、原子力損害の場合も同様に保険市場の引受能力に限界があったが、その賠償責任を定める条約は、国家がその差額を保証するという仕組みを設けている<sup>54</sup>。

ところが、この1977年条約は、原子力損害の場合のように国家が保証するという仕組みをとっておらず、あくまでも責任主体は事業者であるという民事責任の考えが維持されている一方で、被害者は条約の定める責任限度額までの救済が保証されていない。そのため、制度としては不十分な感が否めない。

なお、賠償請求を保険者・保証提供者に対し直接行うことができることは、もちろんである(8条3項)。

#### (e) 賠償請求手続

無過失責任諸条約の被害者救済のための特徴は、賠償請求手続に顕著に見られる。

<sup>52</sup> SDRとは、特別引出権(Special Drawing Rights)のことをいい、1969年に国際通貨基金(IMF)協定に基づき創出された特殊な国際通貨単位である。条約の定める金額は、ドルではなくSDRで示される場合も少なくない。この1977年条約の採択当時、1SDRは1.2ドル弱であった。SDRについては、曾野和明「SDR」『国際関係法辞典』(注9)68-69頁参照。なお、2002年3月現在、1SDR=約1.25米ドルである(IMFサイト(<http://www.imf.org/external/np/tre/sdr/basket.htm>)より)。

<sup>53</sup> 山本『前掲書(危険責任)』(注43)199頁、水上「前掲論文(二・完)」(注47)39頁。

<sup>54</sup> 山本『同上書』223-224、229-230頁。

・国際裁判管轄

この条約に基づく賠償の請求の訴えは、事故のために汚染損害を被った国の裁判所か管理国の裁判所にのみ提起することができる（11条1項）。各国は、自国の裁判所が管轄権を有するよう確保しなければならない（11条2項）。つまり、被害者は、その事故を起こした施設のある地の裁判所か被害を被った地の裁判所に提訴ことができ、条約上の義務として裁判所はその訴えを受理しなければならない、ということである。

・外国判決の承認・執行

管轄権を有する裁判所が下した判決は、いずれの条約当事国においても承認され（12条1項）、執行される（12条2項）。つまり、裁判所の確定判決は、他の条約当事国でもその国の確定判決と同等の効力を有するという趣旨である。

このような仕組みの持つ意義は、本稿が取り上げている問題状況を想定すると分かりやすい。すなわち、被害を受けた日本人が、日本の裁判所で、サハリンの石油資源の開発企業・保険業者を相手に裁判を起こすことができ、その判決は、ロシア国内でロシアの裁判所の判決と同様の効力を有する、ということである。

(f) 発効

この1977年条約は、4カ国の批准によって効力を有する（20条1項）。

しかし、実際には1カ国の批准もなく、また将来的にも発効の見込みはないと言われる<sup>55</sup>。その理由として、諸国が責任限度額に不満があることと優れた民間協定（後述のOPOL）があることの2点が指摘されている<sup>56</sup>。

(2) 1994年地中海大陸棚議定書

1994年に採択された地中海大陸棚議定書は、その名称の示す通り、大陸棚資源の探査・開発から生じる汚染の問題を直接取り扱うものである。賠償責任については、27条に規定が置かれている。

27条は、条約当事国は、大陸棚の探査・開発から生じる損害についての賠償責任と賠償金を決定するための適当な規則と手続きを可能な限り早期に作成することに協力すること（1項）、そのような手続きが作成されるまでの間、条約当事国は、事業者が迅速で適当な賠償金を支払い、条約当事国が定める種類と条件の保険その他の金銭上の保証を有し維持することを確保するため、必要なすべての措置をとること、が求められている。

賠償責任の問題は、1976年の地中海環境保護条約12条に規定があるが、これは上述の人間環境宣言22項と同様に、規則制定の協力義務を定めるにとどまり、国家責任方

<sup>55</sup> Churchill/Lowe, *supra* note 37, p. 376; Larsson, *supra* note 48, p. 208.

<sup>56</sup> Churchill/Lowe, *ibid.*, p. 377.

式か民事責任方式かについては態度を保留した。しかし、この1994年議定書27条は、この点について民事責任方式の方向を定め強制保険に言及しているという点で、注目される。ただし、27条自体はこれ以上の具体的な内容を定めているわけではない。将来的には、1977年の海底資源責任条約のような賠償責任に関する詳細な規則の作成を目指すことが意図されているものと思われる。

### (3) 1974年沖合汚染責任協定 (OPOL)

#### (a) 概要

沖合汚染責任協定 (Offshore Pollution Liability Agreement; OPOL) は、沖合で石油開発事業を行う10以上の石油開発業者が締結した民間協定である<sup>57</sup>。この協定は、沖合施設からの油流出のために生じる汚染損害を被った者に賠償金を支払い、救済措置 (Remedial Measures)<sup>58</sup>の費用を負担した国に経費を償還するための手段を提供することを目的とする (OPOL協定前文参照)。

1974年の締結当初は英国の管轄内での沖合施設のみを対象としたが、現在は、その対象も、ヨーロッパ共同体、ノルウェー、マン島及びその他の国での沖合施設まで拡大している。締結後何度か改正をしており、最後の改正は1996年8月1日である。

なお、この協定により設立された OPOL 協会 (Offshore Pollution Liability Association Limited) は英国法人である (OPOL協定2条A項)。

#### (b) 内容

賠償責任は、事業者に集中する<sup>59</sup>。すなわち、油流出の時に沖合施設の事業者であった OPOL の加盟者は、1事故につき、最高1億2000万ドルまでの賠償金を負担する<sup>60</sup>。その内訳は、6000万ドルが汚染損害の請求に、6000万ドルが国の救済措置費に充てられる。一方に余剰があり他方で不足がある場合には、その余剰分が不足分に回される (4条A項)<sup>61</sup>。

事業者の責任は、無過失責任 (strict liability) である<sup>62</sup>。免責事由は、1977年条約よりも広い内容となっている (4条B項)。

<sup>57</sup> 協定文は、*International Legal Materials*, vol. 13 (1974), p. 1409. 1974年9月4日、13社で締結、1975年5月1日発効。OPOLについては、OPOLのサイト (<http://www.opol.org.uk/>) 参照。

<sup>58</sup> 被害者への救済という意味はなく、防除措置などを指す。

<sup>59</sup> S.-H. Svensen, "Pollution from Offshore Activities - Liability and P & I Insurance Aspects", De La Rue ed., *supra* note 33, 233, p. 238.

<sup>60</sup> 1974年の締結当初は1600万ドルで、1977年条約の限度額 (3000万SDR=約3500万ドル) より遙かに低かった。

<sup>61</sup> やや分かりにくいのが、要するに、被害者救済と国の防除費用を一緒にして1億2000万ドルを分配するのではなく、これらを区別しそれぞれ6000万ドル分まで優先的に支払うという趣旨である。例えば、被害者の損害が3000万ドル、防除費用等が極めて多額に及び3億3000万ドルになった場合、もしこれらが一緒であれば3億6000万ドルを按分して1億2000万ドルから分配するということになる (したがって被害者救済に1000万ドル、国に1億1000万ドルの分配) が、この協定の規定では、被害者救済に3000万ドルの全額、国に残りの9000万ドルが分配される、ということになる。

<sup>62</sup> 水上「前掲論文 (二・完)」 (注47) 43頁; Larsson, *supra* note 48, p. 211.

加盟者は、この4条に基づく義務を履行するために、その金銭的責任を設け維持しなければならない(2条C項2)。その詳細は、OPOL規則に定められている。

債権者がこの協定に基づく権利を行使してもなお加盟者が自己の義務を満たすことができない場合には、OPOL協会が、加盟者から債権者に支払われるべき金額の支払いを保証する(3条2項)。

この協定の解釈・適用に関する債権者と加盟者間の紛争は、国際商業会議所規則に従ったロンドンでの仲裁に付される(9条)。

#### (4) 小括

このように、民事責任方式は、政府の判断に影響されることなく、被害者が自身の判断で行動することができるという点で、長所を持つ。1977年条約のような無過失責任の仕組みは、被害者の救済に優れた内容を持つといえるが、何よりも、この条約は海底鉱物資源の開発という具体的な状況を直接取り扱っており、賠償責任の問題のすべてはこの条約の規定に従って処理されるという点で、最大の利点があるといえよう。逆に、こういった特別の仕組みがない場合は、他の一般的な法律・制度を活用して、様々に解釈で補いつつ問題の処理にあたるため、関係者・関係国間で混乱や意見の不一致があるとその都度協議して合意を探るという方法を取らざるを得ない。

ただし、2点、問題点として指摘しておきたい。

第一に、未だに有効な条約体制は成立していない。1977年条約は発効の見込みはなく、また1994年の地中海大陸棚議定書も具体的な内容を持っていない。したがって、被害者の救済という観点から考えると、少なくとも現段階では現実的な有用性は極めて低いと言わざるを得ない。実際には、したがって、海底鉱物資源開発により生じる損害についての賠償責任は、基本的には各国の国内法に委ねられることになる<sup>63</sup>。ただし、地域が限定されるが、民間協定であるOPOLがより実効的な賠償制度を提供しているということは無視できない<sup>64</sup>。

第二に、被害者が自身の判断で行動できるという長所は、同時に、被害者が自身の判断で行動しなければならないという点で大きな負担となる。出来ることなら、政府が代理人ないし窓口になって被害者の請求を一本化し加害者・保険業者に請求を行うというのが、被害者にとっては最も好ましい方法であろうが、それはまさに個別の状況での政府の判断であって、法制度として予め制度化することには馴染まないであろう。ただし、

<sup>63</sup> 各国の国内法制度については筆者の専門外であり、ここでは取り上げなかった。各国の沖合石油開発に関する国内法制度について、Gavouneli, *supra* note 38, pp. 120-139 参照。賠償責任に関して特に注目されているのが、1985年のノルウェー石油法(Petroleum Act)と1990年の米国油濁法(Oil Pollution Act)である。Larsson, *supra* note 48, p. 211; Svensen, *supra* note 59, pp. 234-241.

<sup>64</sup> 英国は、海底鉱物資源開発により生じる損害についての賠償責任を規律する特別の法律を持たないが、これはOPOLが存在しているためであると言われる。実際のところ、英国は、OPOL未加盟の業者には開発許可を与えないという方針をとっている。Svensen, *ibid.*, pp. 237-238.

実際には政府が全く無関心であるということは考えられず、少なくとも情報提供や対策など側面からの支援は十分に期待できよう。

## 第四節 サハリン沖合の海底資源開発に関する考察

### 一. 現在の法的状況

サハリン沖合の海底鉱物資源開発に関して、現在の法的状況を整理してみよう。

#### 1. 日ロ間で適用のある国際法

まず、日本とロシアとの間で適用される国際法としては、国際慣習法と1982年国連海洋法条約があげられる。しかし、例えばオホーツク海環境保護条約とか日本海環境保護条約といった、地域的海洋環境保護条約はない。ベーリング海・北太平洋についても同様である。また、この海底鉱物資源開発を直接取り扱う条約も存在せず、賠償責任に関する条約も作成されていない。

ただ、1991年に「日ソ環境協力協定」が締結され効力を有している<sup>65</sup>。こういった二国間環境協力協定が、日米（1975年）、日韓（1993年）、日中（1994年）、米ソ（1972年）などの間で締結されている<sup>66</sup>。これらは一般に、上述のような環境保護条約と異なり、締約国の間で権利義務関係を設定するものではない、つまり義務の違反に対する国家責任の追及という仕組みを提供するものではなく、条約名の示す通り、環境問題に関する協力体制を設けるものである。

#### 2. 国家責任方式

したがって、基本的には、国家責任方式については、慣習法と国連海洋法条約の違反ということを理由にして、ロシアに対する責任を追及するということになる。

ただし、前述したように、慣習法はもとより国連海洋法条約は一般的・抽象的な法原則を示すにとどまり、義務違反の認定は容易でないことから、紛争解決のための実体規則としては限界があることに注意が必要である。なお、国連海洋法条約の解釈・適用に関する紛争は、一定の条件の下で、国際海洋法裁判所に付託されうる<sup>67</sup>。

<sup>65</sup> 正式名称「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」、1991年4月18日署名、同日発効。条文は、『地球環境条約集』（注34）18-19頁。ソ連との間で締結された条約は、原則としてロシア連邦に承継される。佐古田「98年報告書」115-116頁。

<sup>66</sup> 条文は、『地球環境条約集』（同上）15-22頁。

<sup>67</sup> 佐古田「98年報告書」93頁参照。

### 3. 民事責任方式

また、民事責任方式についても、日ロ間では条約がなく、したがってそれぞれの国の国内法に従って賠償責任問題が処理されることになる。すなわち、前述したように、被害者である日本人が、開発企業を相手に、ロシアの法律に基づきロシアの裁判所に提訴するか、日本の法律に基づき日本の裁判所に提訴するか、あるいは開発企業の親会社を被告として、例えば米国の法律に基づき米国裁判所に提訴するか、ということになる<sup>68</sup>。

ただ、実際にはまず保険によって処理されることになるだろう。したがって、実際的な重点は、その事故を起こした施設に関していかなる保険が掛けられているか、という点である。本稿で指摘できることは、国際法上、ロシアは日本との関係で国際慣習法と国連海洋法条約に基づく義務が課せられるが、それ以上の義務は負っておらず、したがって被害者救済のためにいかなる制度を用意するかはロシア政府の裁量と開発業者の自主的な判断に委ねられている、ということである。

## 二. 提言

最後に、まとめとして簡単な提言を行いたい。

サハリン沖合の海底鉱物資源の開発により生じる油汚染損害についての賠償責任に関しては、1977年の海底資源責任条約のような無過失責任条約制度を日本とロシア（及び他の関係国）の間で作成することが、被害者救済のためには最も好ましい。つまり、事業者への責任集中、責任当事者の無過失責任、強制保険、国際裁判管轄の設定、外国判決の承認・執行、という制度の構築である。もとより、相互に潜在的加害国であると同時に潜在的被害国でもある国の間で作成された1977年条約と異なり、ここでは潜在的加害国はロシアであり潜在的被害国は日本であるという片務的な関係という違いがあること、及びその1977年条約自体発効の見込みがないということは、無視できない重要な事実である。しかし、できない口実をいくら並べ立てたところで、被害者にとって何ら意味を持つものではない。まさにそこは、外交に責任を持つ者の腕の見せ所でもある

<sup>68</sup> ここで、親会社の責任の問題について、簡単に触れておきたい。

責任を負うべき開発企業（現地法人であることが一般）に十分な資力がなく（保険が不十分な場合も同様）、被害額を十分に償うことができない場合、被害者の選択としては、開発企業の親会社の責任を求めるという方法も考えられる。国際法の分野でも、この親会社の責任が問題とされた事件として、1976年のイタリア・セヴェソでのガス爆発事件、1978年にフランス沿岸で起こったタンカー事故アモコ・カジス号事件、1984年にインドで発生したボパール事件などが指摘されている（L. Bergkamp, *Liability and Environment* (2001), p. 306, fn. 198）。

親会社の責任、つまり株主の責任を追及することは、会社法の基本原則、つまり株主は出資した額を上限とする有限責任のみを負担するという原則に反する考え方であり、法制度としてその扱いは慎重でなければならないが、絶対不可能なわけではない。この親会社の責任の問題については、国際法の分野で取り扱う部分が限られることから、本稿では取り上げなかった。ここでは、そのような考え方があるという指摘だけにとどめたい。

なお、この問題についての国際環境法分野での最近の研究として、Bergkamp, *ibid.*, pp. 306-328がある。また、村瀬信也「国際環境法における国家の管理責任」『国際法外交雑誌』93巻3・4合併号（1994年）参照。

う。つまり、政府が、我が国の被害者を救済する必要性をどのように重要なものとして認識するかの1点につきる。

OPOLのような賠償責任に関する民間協定の作成については、関係企業間の自主的な協定でありその性質上政府が直接関与しうるものではないことはもちろんである。しかし、例えば、サハリンの石油資源の開発に関係する会社のいくつかはOPOL加盟会社であり、またOPOL協定上も一定の条件の下でヨーロッパ周辺海域以外での施設にその適用範囲を拡張しうることから、OPOL協定をサハリン海底資源開発による油汚染損害にも適用する余地はあろう。また、OPOL協定と同様の民間協定の作成を、政府が側面から支援し促すという方策もありえよう。

他方、賠償責任と少し離れて、海洋環境の保護という観点から考えても、日口間はあまりにも国際法的関係が希薄である。上述のように、特定海域の沿岸国の間で地域的な海洋環境保護条約が多く作成されているが、更に細目をいくつかの議定書で定め、また会合・協議を繰り返し、総合的にかつ個別具体的にその海域の環境の保護を図っている。大陸棚資源開発に関しても特別の議定書を作成する例もあり、ここでは詳述しなかったが、これらにより事故の発生を未然に防止したり、事故発生の際の情報提供や防除の協力体制を法的な権利義務関係として構築しようと試みている。賠償責任の問題も、その一環として取り扱われている。つまり、複数の国による複層的な関係が永続的・日常的に維持されており、事件・問題が発生してもその永続的・日常的な関係に吸収されその制度の運用において処理されていくというやり方である。しかもそれは、常に多数国の間で取り上げられるため関係国の政治的な力関係よりもより合理的・普遍的で、相互に納得のいく処理の仕方が期待できるのである。

日口間には、そのような多数国間の環境保護条約は締結されておらず、法的な権利義務関係が設定されていない。そのため、事件・事故が発生するとその都度新たに組織を立ち上げ担当者を決め、協議・交渉を行うという方法を取らざるを得ず、また見解が対立した場合も第三国に緩衝材としての役割は当然には期待できず、交渉決裂という最悪の事態に至る恐れもある。つまり、事件・事故が、そのままストレートに鮮烈に二国間関係にぶつかってくるのである<sup>69</sup>。これを回避するためには、将来起こりうる事件・事故をいかにして制度の中に取り込み制度の運用という形で処理していくかが、重要になってくる。そういう意味でも、日口だけでなく周辺の諸国を加えた地域的な海洋環境保護条約ないし多数国間のなんらかの法的枠組みの策定は、日本にとってまた関係諸国にとっても、大きな利益をもたらすものと思う。

なお、上述の1991年日ソ環境協力協定に基づき、日口環境保護合同委員会が設置されている(4条)。この委員会は、協定上は原則として毎年会合を開くことになっている(4条3項)が、実際にはこれまで2回しか開かれていない<sup>70</sup>。この委員会が、本稿の対

<sup>69</sup> 冒頭で述べた1999年9月のサハリン2の油漏れ事故は、こういった状況の問題点を露わにしたものといえる。

<sup>70</sup> 1994年1月の東京での会合と1999年6月のモスクワでの会合である。この委員会の活動状況については、『環境白書』各年版に数行程度記されている(例えば平成13年度版は341頁)。

象とするような事故が発生した場合にどのように有効に機能するかは、この委員会の権限と運用の実態によるところが大きい。実際の活動状況から考えるとほとんど期待できないように思われる。

以上をまとめると、やはり緊急に必要なことは、賠償責任のための条約の作成である。条約が作成されなくとも、OPOLのような民間協定があればそれでも被害者の救済は一応確保できる。そして、将来の長期的な観点から考える場合、二国間の環境協力協定だけではなく、国際法上の権利義務関係を設定し関係国の間で永続的・日常的な関係を維持し発展させうる何らかの地域的な多数国間条約（特に海洋環境保護条約）の体制を構築していくことが望ましい。

\*

\*

\*

次年度は、サハリン沖合で採掘された石油を輸送する際のタンカー事故による油汚染損害についての賠償責任の問題を取り上げる予定である。ここでは、特に、1997年1月に発生したナホトカ号事件での賠償問題の処理の仕方が最も重要な参考事例となる。また、サハリンと北海道の間で天然ガスの輸送のための国際海底パイプラインの敷設の構想が浮上しているが、これに関して国際法上詰めておくべき問題点も少なくない。これについても、現在研究を進めているところである。更に、これまでの調査研究報告書で取り扱ったテーマについても、その後の新しい重要な動きを次年度以降の報告書でも取り上げたいと考えている。

## 資料 1977年海底資源責任条約全文<sup>71</sup>

海底鉱物資源の探査及び開発から生じる油汚染損害についての民事責任に関する条約

この条約の当事国は、  
ある種の海底鉱物資源の探査及び開発がもたらす油汚染の危険を認め、  
油汚染による損害を被った者に対し適正な賠償が行われることを確保することが必要であると確信し、  
責任についての問題を解決し及び、そのような場合において、適正な賠償を行うことについての統一的な規則及び手続を採用することを希望して、  
次のとおり協定した。

### 第一条

この条約の適用上、

- 1 (a) 「油」とは、原油及び天然ガス液をいい、その他の物質と混合しているかその他の物質内にあるかを問わない。
  - (b) 「原油」には、輸送に適するように（例えば、ある蒸留留分を加え又は除去することによって）処理されている原油を含む。
  - 2 「施設」とは、次のものの全部又は実質的な部分が、管理国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線の海側に位置するものをいう。
    - (a) 海底若しくはその下を探査し又はそこからの原油を生産し、処理し、貯蔵し、輸送し若しくはその流出を制御するために用いられる油井その他の設備
    - (b) 海底若しくはその下を探査し又はそこからの原油を生産し若しくはその流出を制御するために用いられた油井であって、当該管理国についてこの条約が効力を生じた後に廃棄されたもの
    - (c) 海底若しくはその下を探査し又はそこからの原油、ガス若しくは天然ガス液を生産し若しくはその流出を制御するために、その油井が掘削されている期間中（完了した時を含む。）、又は通常の保守管理活動以外のために作動している期間中に、用いられた油井
    - (d) 原油、ガス又は天然ガス液以外の鉱物資源の探査が海底の下の深層貫入を伴うときには、その探査のために用いられる油井
    - (e) 海底又はその下からの原油を貯蔵するために通常用いられる施設
- ただし、
- (i) このことは、油井がプラットフォーム又はこれに類似する設備に直接連結している場合に限られる。また、
  - (ii) 千九百六十九年十一月二十九日にブラッセルで作成された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約に定められた船舶は、施設とみなさない。
- 3 「事業者」とは、管理国によってこの条約の適

用上事業者として指定された者（許可を受けているか否かを問わない。）、又は、その指定がない場合には、施設で行われる活動の全体を管理する者をいう。

- 4 「管理国」とは、施設が置かれている区域の海底及びその下を探査し並びにその資源を開発するために主権的権利を行使する当事国をいう。施設が二以上の当事国が主権的権利を行使する区域に置かれている場合には、これらの国はいずれの一国を管理国とするかについて合意することができる。
- 5 「者」とは、個人若しくは組合又は、法人であるかどうかを問わず、公法上若しくは私法上の団体（国及びその行政区画を含む。）をいう。
- 6 「汚染損害」とは、施設からの油の流出又は排出による汚染によってその施設の外部において生ずる損失又は損害をいい、防止措置の費用及び防止措置によって生ずる損失又は損害を含む。
- 7 「防止措置」とは、いずれかの者が汚染損害を防止し又は最小限にするため特定の事故に関してとる相当の措置をいう。ただし、油井の管理措置及び施設を保護し、修復し又は交換するためにとられる措置は、これに含まない。
- 8 「事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であって、汚染損害をもたらすものをいう。
- 9 「SDR」とは、国際通貨基金により定められこの基金による操作及び取引に使用される特別引出権をいう。

### 第二条

この条約は、

- (a) 管理国の管轄の下にある施設で海岸低潮線を越えて発生する事故により生ずる汚染損害、及び、
- (b) 当事国の領域（内水及び領海を含む。）又は当事国が国際法に従って天然資源に対し主権的権利を有する区域において被った汚染損害、並びに、  
そのような汚染損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置（その措置がいずれの場所でもとられるかを問わない。）についてのみ適用する。

### 第三条

- 1 3、4及び5に規定する場合を除くほか、事故の発生の際における施設の事業者は、その事故の結果生ずる汚染損害について責任を負う。事故が一連の出来事から成るときは、それぞれの出来事から生ずる汚染損害についての責任は、その出来事の発生の際における施設の事業者が負う。
- 2 施設が二以上の事業者により運用される場合には、すべての事業者が連帯して責任を負う。
- 3 事業者は、汚染損害が戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質

<sup>71</sup> *International Legal Materials*, vol. 16 (1977), p. 1450 に掲載された原文より筆者が訳出した。

を有する自然現象によって生じたことを証明した場合には、当該汚染損害について責任を負わない。

- 4 廃棄された油井の事業者は、汚染損害を引き起こした事故が、その油井が管理国の権限の下で管理国の定める要件に従って廃棄された日から五年を経過した後に生じたことを証明した場合には、その損害について責任を負わない。
- 5 事業者は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被った者の作為若しくは不作為（損害をもたらすことを意図したものに限る。）又は過失によって生じたことを証明した場合には、その者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。

#### 第四条

- 1 汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づく場合を除くほか、事業者に対して行うことができない。
- 2 汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づくものであるかどうかを問わず、事業者の被用者又は代理人に対して行うことができない。
- 3 この条約のいかなる規定も、この条約の規定に従い損害について責任を負う事業者が求償権を有するかどうかについての問題を害するものではない。

#### 第五条

- 1 油が二以上の施設から流出し又は排出され、それによって汚染損害が生じた場合には、それらのすべての施設の事業者は、第三条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割することができない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。
- 2 油が事故によって施設から流出し又は排出され、それによって汚染損害が生じ、その事故が生じている間に事業者の変更があった場合には、その施設のすべての事業者は、第三条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割できない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。

#### 第六条

- 1 事業者は、この条約に基づく自己の責任を、一の施設の一の事故について、この条約が署名のために開放される日から五年を経過するまでは三千万SDRの金額に、五年を経過した後は四千万SDRの金額に制限することができる。
- 2 異なる施設の事業者が第五条1に従って責任を負うときは、一の施設の事業者の責任は、一の事故につき、この条及び第十五条の規定に従ってその事業者に適用される制限を越えることはない。
- 3 一の施設について二以上の事業者がこの条約に基づいて責任を負う場合には、一の事故についてのすべての事業者の責任の総額は、そのいずれかの事業者に対して課される最高額を越えることはない。ただし、事業者は、自己に適用される制限を越える金額について責任を負わない。
- 4 事業者は、汚染損害が生じることを現実に認識して事業者自身が意図的に行った作為又は不作為によって汚染損害が生じた場合には、自己の責任を制限することができない。

- 5 事業者は、1に基づき与えられる制限の利益を享受するためには、第十一条の規定に基づいて訴えが提起される当事国のうちいずれかの当事国の裁判所その他の権限のある当局に、自己の責任の限度額に相当する額の基金を形成しなければならない。第三条2で定められた事業者のうちいずれかの事業者によって形成された基金は、すべての事業者によって形成されたものとみなす。基金は、その金額を供託することにより、又は基金が形成される当事国の法令によって認められかつ裁判所その他の権限ある当局が十分と認める銀行保証その他の保証を提供することによって形成することができる。

6 債権者間における基金の分配は、確定された債権の額に比例して行う。

7 事業者、その被用者もしくは代理人又は事業者に保険その他の金銭上の保証を提供する者は、基金の分配が行われる前に当該事故の結果として汚染損害について賠償額を支払った場合には、その支払った額を限度として、その賠償額の支払を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利を代位によって取得する。

8 7に規定する者以外の者も、その支払った汚染損害についての賠償額につき、5に規定する代位の権利を、関係国内法令によりそのような代位が認められる範囲内で行使することができる。

9 事業者又は他のいずれかの者が、基金の分配が行われる前に支払われたならば7又は8の規定に基づいてそれらの者が代位の権利を有したであろう賠償額の全部又は一部の支払を後に強制されることがあることを証明した場合には、基金が形成された当事国の裁判所その他の権限ある当局は、それらの者が後に基金に対して自己の権利を行使することを可能にするため十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。

10 防止措置をとった事業者は、その措置に関して、基金に対し他の債権者と同一の権利を有する。

11 1に規定する金額は、基金が形成される当事国の通貨に、国際通貨基金により公表される特別引出権の基金の形成の日の前の三十日の間の平均の額に対して有するその国の通貨の価値に基づいて、換算する。

12 保険者その他金銭上の保証を提供する者は、この条の規定に従い、事業者が形成する場合と同一の条件でかつ同一の効果を有するものとして、単独で又は事業者と共同して、基金を形成することができる。この基金は、汚染損害が生じることを現実に認識して事業者自身が意図的に行った作為又は不作為によって汚染損害が生じた場合にも形成することができるものとするが、この場合においては、所有者に対する債権者の権利は、その基金の形成によって害されることはない。

#### 第七条

1 事業者が事故の発生後に前条の規定に従って基金を形成しており、かつ、自己の責任を制限することができる場合には、

(a) 当該事故によって生じた汚染損害に係る債権を有するものは、その債権に関し、事業者の他の財産に対していかなる権利をも行使することができない。

(b) 当事国の裁判所その他の権限のある当局は、

当該事業者が所有する財産であつて当該事故によって生じた汚染損害に係る債権に関して差し押さえられたものの差押えの解除を命じなければならず、また、そのような差押えを免れるために提供された保証その他の担保をも同様に取り消さなければならない。

- 2 もっとも、1の規定は、基金を管理する裁判所における手続に当該債権者が参加することが可能であり、かつ、基金がその者の債権の弁済のために実際に用いることができるものである場合にのみ適用する。

#### 第八条

- 1 事業者は、この条約に基づく自己の責任を担保するため、管理国が定める金額、種類及び条件で保険その他の金銭上の保証を設定し及び維持しなければならない。ただし、その金額は、この条約が署名のために開放される日から五年を経過するときまでは二千二百万SDRを下回ってはならず、また、五年を経過した後は三千五百万SDRを下回ってはならない。また、管理国は、そのすべてが破壊行為又はテロ行為により生じる汚染損害については、事業者が自己の責任を担保するため保険その他の金銭上の保証を設定し及び維持する義務の全部又は一部を免除することができる。
- 2 保険その他の金銭上の保証は、その保険又は保証の有効期間の満了以外の理由により、管理国の権限のある公的機関に対して終了の通知が行われた日から二箇月の期間を経過する前に効力を失うことがあるものである場合には、この条の要件を満たすこととはならない。この2の規定は、保険その他の保証がこの条の要件を満たさなくなるような変更についても同様に適用する。
- 3 汚染損害の賠償の請求は、保険者その他汚染損害についての事業者の責任を担保する金銭上の保証を提供する者に対して直接に行うことができる。この場合には、被告の責任は、汚染損害が生じることを現実に認識して事業者自身が意図的に行つた作為又は不作為によって汚染損害が生じたかどうかを問わず、1の規定に従つて定められた金額にまで制限される。被告は、また、事業者自身が援用することができたであろう抗弁（事業者の破産及び清算を除く。）を援用することができる。被告は、更に、汚染損害が事業者自身の悪意によって生じたことの抗弁を援用することができるが、事業者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁をも援用することができない。被告は、いかなる場合にも、事業者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する。
- 4 1の規定に従つて維持される保険その他の金銭上の保証によって提供される金額は、まず、この条約に基づく債権の弁済に充てる。
- 5 事業者が管理国であるときは、事業者は自己の責任を担保するために保険その他の金銭上の保証を維持する必要はない。

#### 第九条

- 1 各当事国の代表より構成される委員会は、この条約によって設立される。
- 2 第六条又は第八条に基づいて適用される金額が適正でなく又は現実に合致しないと考える当

事国は、この問題を検討するために委員会の会合を招集することができる。この条約に署名したがまだ当事国でない国は、オブザーバーとして委員会の作業に参加するため招聘される。この条約の当事国の四分の三以上の代表が賛成の投票を行うときは、委員会は、この金額の改正を当事国に勧告することができる。この勧告を行うにあつて、委員会は次の事項を考慮する。

- (a) この条約の目的に係る汚染損害をもたらす又はもたらす恐れのある事態に関する情報
  - (b) この条約の発効後に生じた、海洋への油漏れの処理及び対処に係る物品及びサービスの費用の増減に関する情報
  - (c) 汚染損害についての責任の危険に対する信頼性の高い保険の利用可能性
- 3 寄託政府は、2の規定に従つて勧告される金額をすべての当事国に対して通告する。この金額は、すべての当事国による受諾の後三十日目の日から、その時まで適用されていた金額に置き換わる。当事国は、この通告から六箇月以内に又はその勧告に明記される別の期間内に、自国がこの勧告された金額を受諾できないことを寄託政府に通告しないときは、この勧告を受諾したものとみなす。
  - 4 寄託政府が通告した後六箇月以内又は勧告に明記される別の期間内に勧告された金額を受諾しない当事国があるときは、この金額は、その期間が終了した後三十日目の日から、これを受諾する当事国の間でその時まで適用されていた金額に置き換わる。当事国は、勧告された金額を後に受諾することができる。その場合、その金額は、その受諾の後三十日目の日からその国に適用する。
  - 5 この条約に加入する国は、当事国により全会一致で受諾された委員会のすべての勧告に拘束される。全会一致で受諾されない勧告については、加入国は、加入する時に寄託政府に対してこの勧告を受諾しないことを通告しないときには、この勧告を受諾したものとみなす。

#### 第十条

- 1 この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害を被つた者がその損害を知つた日又は合理的に知りうべき日から十二箇月以内に、債権者が自己の債権を事業者に書面により通告し又は自己の債権に関して訴えを提起しない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害をもたらした事故の発生の日から四年を経過した後は、提起することができない。事故が一連の出来事から成る場合には、その四年の期間は、最後の出来事の発生の日から起算する。

#### 第十一条

- 1 この条約に基づく賠償の請求の訴えは、事故のために汚染損害を被つた当事国の裁判所又は管理国の裁判所にのみ提起することができる。損害を被つた場所を決定するにあつては、国際法に従つて国が天然資源に対して主権的権利を有する区域で被つた損害は、その国において被つたものとみなす。
- 2 各当事国は、自国の裁判所が1に規定する賠償の請求の訴えについての管轄権を有するようにする。

- 3 第六条の規定に従って基金が形成された後は、基金が形成された当事国の裁判所は、基金の割当て及び分配に関するすべての事項について決定を行う排他的権限を有する。

#### 第十二条

- 1 前条の規定に従い管轄権を有する裁判所が下した判決で、その判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものは、次の場合を除くほか、いずれの当事国においても承認される。
- (a) その判決が詐欺によって得られた場合  
(b) 被告が相当の通告及び自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかった場合
- 2 1の規定に基づいて承認された判決は、各当事国において、その国において必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される。その手続は、事件の本案の審理を許すものであってはならず、また、適用のある法の再審査を許すものであってはならない。

#### 第十三条

当事国が事業者である場合は、その当事国は、第十一条に規定する管轄権の下での訴訟に服し、かつ、主権国家としての地位に基づくすべての抗弁の権利を放棄する。

#### 第十四条

- 1 この条約に基づく責任は、次の場合には、原子力事故により生じる損害について生じない。
- (a) 原子力施設の事業者が、原子力エネルギーの分野における第三者責任に関する千九百六十年七月二十九日のパリ条約若しくは原子力損害についての民事責任に関する千九百六十三年五月二十一日のウィーン条約に基づいて損害について責任を負い、又は原子力船の運航者が、原子力船の運航者の責任に関する千九百六十二年五月二十五日のブラッセル条約に基づく損害について責任を負う場合  
(b) 原子力施設の事業者又は原子力船の運航者が、損害についての責任を律する国内法により損害について責任を負う場合。ただし、このことは、その国内法が、原子力施設の事業者の場合はパリ条約又はウィーン条約と、原子力船の運航者の場合はブラッセル条約と同程度に、損害を被る者に対しすべての事項について利益を与える場合に限る。

#### 第十五条

- 1 この条約は、国が、自国を管理国とする施設によって生じ自国において又は他の当事国において被った汚染損害についての責任を、無制限とし又は第六条に基づき適用される金額より高い限度額とする規定を設けることを妨げるものではない。ただし、その場合、その規定は国籍を理由とする差別を行ってはならない。また、その規定は、相互主義の原則に基づいて適用することができる。
- 2 各当事国の裁判所は、事業者がこの条及び第六条1の規定に基づき自己の責任を制限することができるかどうか及び制限することができる場合にはその責任限度額について判断するため、管理国の法律を適用する。

- 3 この条は、1の規定に従って作成された規定が適用されない場合には、当事国において被った汚染損害について適用される賠償の額に影響しない。
- 4 この条の適用上、当事国において被った汚染損害とは、その国の領域又は国際法に従ってその国が天然資源に対する主権的権利を有する区域において被った汚染損害をいう。

#### 第十六条

- 1 この条約は、千九百七十七年五月一日から千九百七十八年四月三十日まで、ロンドンにおいて、千九百七十五年十月二十日から十月三十一日まで及び千九百七十六年十二月十三日から十二月十七日までの間ロンドンで開催された沖合活動から生じる油汚染損害についての民事責任に関する条約に関する政府間会議に参加するため招聘された国による署名のために、開放される。

#### 第十七条

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。

#### 第十八条

当事国は、全会一致で、北海、バルト海又は北緯三十六度以北の大西洋に海岸線を有する他の国をこの条約への加入のため招聘することができる。

#### 第十九条

批准書、受諾書、承認書又は加入書は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。

#### 第二十条

- 1 この条約は、四番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後十九日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、四番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する各国については、その国が該当する文書を寄託した後十九日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十一条

当事国は、寄託政府に対して書面により通告を行うことにより、この条約をいつでも廃棄することができる。廃棄は、寄託政府が通告書を受領した日の後十二箇月で又は通告書に明記するこれよりも遅い日に効力を生ずる。

#### 第二十二条

- 1 いずれの国も、批准、受諾、承認若しくは加入の時又はその後寄託政府に対して書面により通告を行うことにより、この条約を自国の国際関係について責任を有する地域の全部又は一部について適用することを宣言することができる。ただし、その地域の当該全部又は一部は、第十八条に定められる区域の範囲内になければならない。
- 2 この宣言は、寄託政府による通告書を受領した日の後十九日目の日に、又は、寄託政府が通告書を受領した日にこの条約が効力を有していないときは、条約が効力を有する日の後十九日目の日に、効力を生ずる。

3 1の規定に従って宣言を行った各当事国は、第二十一条の規定に従って、当該地域の全部又は一部に関してこの条約を廃棄することができる。

#### 第二十三条

いずれの当事国も、当事国の三分の一以上の合意を得た後に、この条約の改正のための当事国会議を招集することができる。

#### 第二十四条

この条約には、留保を付することができない。

#### 第二十五条

寄託政府は、第十六条に規定する国及び加入国に対して次の事項を通知する。

- (a) この条約の署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、第二十二条に従った通告書の受領、及び廃棄の通告書の受領
- (b) この条約が効力を生ずる日
- (c) 第九条に基づき招集される委員会の勧告、この勧告の諾否、及びこの勧告が効力を生ずる日

#### 第二十六条

英語及びフランス語をひとしく正文とするこの条約の原本は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証謄本を第十六に規定する国及び加入国に送付し、また、この条約が効力を生じたときはその認証謄本を国際連合憲章第百二条の規定による登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

年 月 日にロンドンで作成した。